

埼玉県立蕨高等学校 いじめ防止基本方針

目次

はじめに	1
第1 いじめの未然防止のための取組	1
第2 いじめの早期発見への取組	2
第3 いじめの早期解決への取組	2
第4 いじめ問題に向けての校内組織	3
第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について	3
第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策	4
第7 年間行事予定	4

はじめに

埼玉県立蕨高等学校は、文武両道を掲げ「グローバルな視点を持ち次世代のリーダーとして活躍できる人を育てる」を目指している。本校の目指すグローバルなリーダーとは、自他の生命や人権を尊重する心と差別やいじめを許さない公正さを併せ持つ人物である。この目的を達成するため、本校ではあらゆる教育機会をとらえ、生徒に豊かな人間性と人権感覚を涵養することに努めている。

卑劣な「いじめ」は、この本校の理念とは対極にあるものである。ここに本校に「いじめ」は決して存在させてはならないことを再確認するとともに、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という）第13条に基づき、生徒が安心して学校生活を送れる学校をつくり、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するため、「埼玉県立蕨高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

第1 いじめの未然防止のための取組

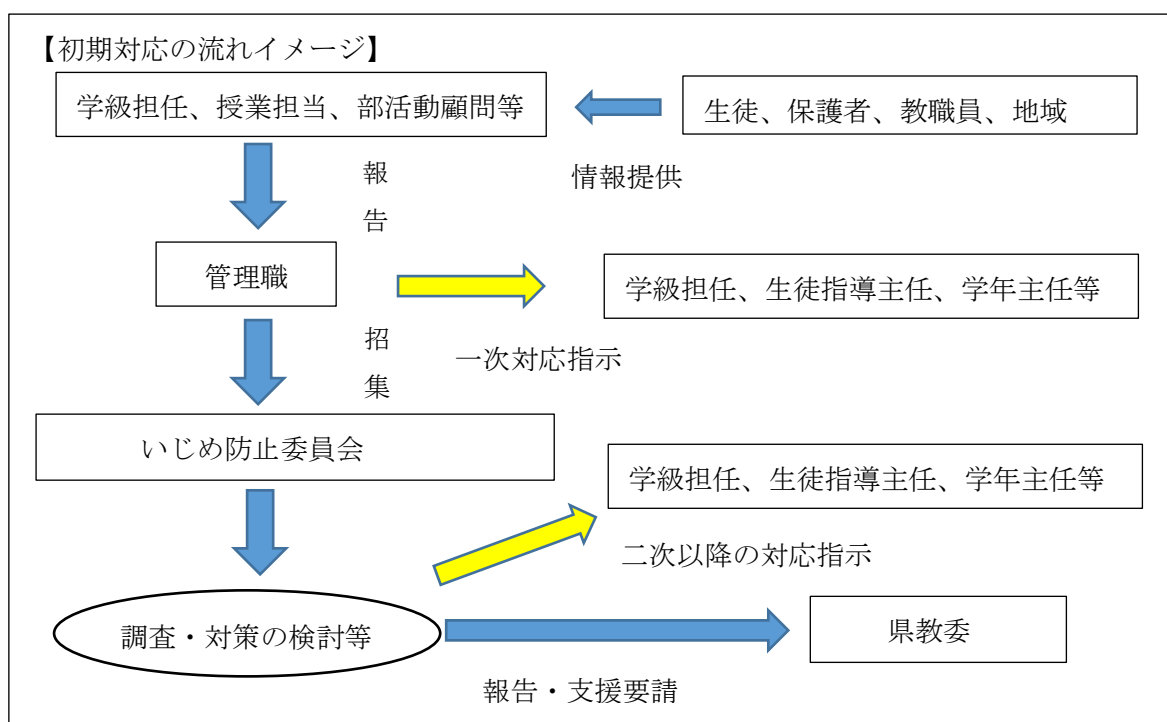
本校では教育活動のあらゆる側面において、生徒が自他の存在を尊重し、互いに敬意を持って接する望ましい人間関係を構築できるよう指導し、いじめを未然に防止する。

- (1) 各学年の人権教育講演会に社会人講師等を招き、人権問題の諸相について講演を行い、生徒の人権感覚を育て、差別やいじめを許容しない精神を涵養する。
- (2) 運動会、文化祭などの学校行事や部活動などを生徒に自主的に運営させ、協力して取り組む中で、望ましい人間関係を構築させるとともに、生徒が、一人一人が違う個性を持ったかけがえのない存在であることに気づき、互いを尊重する気持ちを持つように指導する。
- (3) 保健体育、生物、現代社会など、さまざまな教科の指導を通じ、生徒に生命の大切さや人間の尊厳について考えさせる機会を設け、自他の存在に誇りと畏敬の念を持つように指導する。

第2 いじめの早期発見への取組

蕨高校では、いじめは絶対に許さないという理念に基づき、生徒が安心して学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを目指し、全職員が以下の取組を実践していく。

- アンケート等による生徒の状況の把握
 - 「生徒対象いじめアンケート調査」を年1回（11月）に実施。
 - 「保護者対象いじめアンケート調査」を年1回（12月）に実施。
 - いじめを含む生徒の学習・生活状況全般を把握する「生徒実態調査」を年2回（7月・12月予定）実施。
- 教員と生徒のコミュニケーションによるいじめの予兆の察知
 - 教育相談研修会により、全教員が教育相談やカウンセリングに関する知識や技法を身に付けることで、生徒に心を開かせ良好なコミュニケーションを構築できるようにする。
 - 学級担任は生徒との面談（年2回以上）を実施し、学習や進路についてだけでなく、学校生活全般にわたり生徒の悩みや相談事に耳を傾けるようにする。
 - 学級担任だけでなく、授業担当、部活顧問などそれぞれの立場から、生徒の変化に目を配り、いじめ等の問題を予兆のうちに察知することに努める。



第3 いじめの早期解決への取組

- 教員はいじめと思われる事実を発見したり、情報を得たりした時は、躊躇なく管理職へ報告し、管理職はいじめ防止委員会（後述）を招集する。
- いじめ防止委員会は、速やかにいじめ解決のための措置に着手するとともに、家庭との連携を図り、学校の取組についての情報を速やかに家庭に伝え、今後の指導や防止に活かす。
- 本校では、いじめに係る相談等において他校の生徒が関わるいじめの事実があると思

われる時は、当該校への通報その他の適切な措置をとる。

- (4) 本校では、法23条2に基づき、いじめに対する措置の結果を県教育委員会へ速やかに報告する。

第4 いじめ問題に向けての校内組織

本校に「いじめ防止委員会（以下、「委員会」という）」を置く。

- (1) この委員会の構成員は、教頭、生徒指導主任、各学年主任、養護教諭、教育相談委員会委員長とし、個々の事案により、関係する学級担任や部活動の顧問等が参加する。必要に応じて、心理や福祉の専門家や「いじめ・非行対応支援チーム」の参加を県教育委員会に要請することとする。
- (2) 委員会の活動内容は、下記の通りとする。
- ア 各分掌・委員会を調整し、いじめ防止のための計画の策定と推進に当たる。
 - イ いじめ防止のため、家庭や地域、関係機関との密接な連携を図る。
 - ウ その他、いじめ防止に関すること。
- (3) 委員会は年3回（4月、10月、2月）開催するが、いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。

第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

法28条における「重大事態」が発生した可能性がある場合には、「埼玉県いじめ防止基本方針」等に基づき、速やかに対応する。対応の大まかな流れは下記の通り。

- (1) 重大事態の発生が疑われる場合、管理職は速やかに県教育委員会に報告するとともに必要に応じて専門的知識を有する専門家の派遣を要請する。
- (2) 本校いじめ防止委員会、または必要に応じて専門家を加えた調査委員会により、速やかに調査を行う。
- (3) 調査の結果得られた情報については、いじめの被害者及び保護者に適切に提供するとともに、県教育委員会に報告する。

【重大事態の定義】

- 1 いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。重大な被害とは、下記のようなケースが予想される。
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- 2 いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。
不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。
- 3 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった時。
その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

本校では、本校にいじめは存在させないとの理念に基づき、インターネット上のいじめについても、生徒が被害者にも加害者にもならないよう情報モラルの徹底を図る。

- (1) 入学準備説明会の席上で、入学許可候補者と保護者を対象に、本校における携帯端末使用に関する指導方針とともに、インターネット利用の危険性と利用マナーについても説明し意識啓発を行う。
- (2) 1年生対象の新入生オリエンテーションの中で、再度、本校における携帯端末使用に関する指導方針を徹底するとともに、インターネット利用の危険性と利用マナーについての意識啓発を行う。
- (3) 学期末の学年集会等の機会にネット問題についての生徒向け講演会を実施する。(時期未定)

第7 年間行事予定

時期	行事名	内容
(前年度) 3月	入学準備説明会	入学許可候補者にいじめ防止に関する説明を実施(本校の携帯端末指導の方針、ネットの危険性、ネットマナー、ネットいじめ防止等)
4月	新入生オリエンテーション	一般的生徒指導とともに、いじめ防止(ネットいじめ含む)について指導
	第1回 いじめ防止委員会	今年度の取組計画を確認・策定
6月	第1回学校評議員会・学校評価懇話会	本校の取組について説明・協議
7月	第1回生徒実態調査 全校集会(夏季休業前)	いじめを含む生活実態調査 生徒指導講話等
10月	第2回 いじめ防止委員会	取組進捗状況の確認
11月	生徒対象アンケート	
12月	保護者対象アンケート	
	第2回 生徒実態調査	いじめを含む生活実態調査
2月	第3回 いじめ防止委員会	今年度の取組について評価・検討及び次年度計画について検討
	第2回学校評議員会・学校評価懇話会	年間の取組について説明・評価
その他関連する取組について		
・ネットマナー・ネットいじめ防止等に係る講演会(時期未定)		
・各学年人権教育講演会(時期未定、各学年のLHR計画の中で実施)		
・(教員対象)人権研修会		
・(教員対象)教育相談研修会		